



生徒支援便り

古河市立三和中学校
令和6年9月2日発行

～ 2学期スタートです！ ～

楽しかった夏休みもあっという間に終わりを告げ、学校にはみなさんの活気が戻ってきました。生活リズムを整え直し、早く学校生活に慣れたいものです。2学期は、新人戦、秋桜祭合唱コンクールなど大きなイベントがあります。3年生にとっては、修学旅行があり、その後はいよいよ受験に向けて本腰を入れたいところです。どの学年もそれぞれの目標に向かって、精一杯歩んでほしいと思います。

秋の全国交通安全運動

令和6年9月21日(土)～30日(月)までの10日間

生徒のみなさんヘルメットを着用していますか？

残念ながら地域の方から、「中学生がヘルメットをかぶっていない」や「狭い通りでの並進が見られる」などの苦情の電話が届いています。全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されています。

また、新たな法律の改正により、ながらスマホの禁止も創設されました。交通ルールを守り、安全に自転車に乗って欲しいと思います。



警察庁・都道府県警察



自転車安全利用五則

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

- ★ 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。
- ★ 自転車が車道通行するときは、道路の中央から左側の部分の左端に寄って通行しなければいけません。



- ★ 歩道を通行できる場合は、車道寄りをしてすぐに停止できる速度で通行しなければいけません。
- ★ 歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければいけません。

「普通自転車歩道通行可」の標識や標示がある場合、普通自転車は歩道を通行することができます。



普通自転車歩道通行可



② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- ★ 信号は必ず守り、渡る時は安全を確認しましょう。
- ★ 一時停止標識のある交差点では、必ず止まって、左右の安全を確認しましょう。



③ 夜間はライトを点灯

- ★ 夜間は必ずライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



④ 飲酒運転は禁止

- ★ 自動車と同じく、お酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。



⑤ ヘルメットを着用

- ★ 自転車を利用する全ての人は、事故の被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
- ★ 児童・幼児を保護する責任のある人は児童・幼児が自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。



警察庁